

2022(令和4)年度 企業・事業所訪問人権啓発事業実施要項（案）

1 趣旨・目的

人権が尊重されるあらゆる場での啓発活動を促進して人権意識の高揚を図り、企業活動及び日常生活に人権尊重の理念が根付いた明るく住みよい社会をつくるために企業や事業所が果たす役割には大変重要なものがある。

企業・事業所にとっても、大切な人的財産である従業員の人権を尊重することは、明るく働きやすい職場づくりにもつながり、企業の成長・発展に結びつくことから、主体的に人権意識高揚のための取組みを進める必要がある。

ついては、伊賀公共職業安定所、三重県、伊賀市が一体となり、企業・事業所の取組み実態の把握や人権問題への取組みの推進を促すことを目的とする。

ただし、今年度も新型コロナウイルス感染症防止についての配慮も求められることから、面談での聞き取り等が原則ではあるが、企業から訪問を遠慮いただきたい等の希望があれば資料を送付し、一読いただくなどの対応をとるものとする。

2 企業の範囲

- ・伊賀市内の企業・事業所で、基本的に公正採用選考人権啓発推進員設置基準である従業員数 30 人以上の事業所に対して実態調査を行う。
- ・伊賀市人権学習企業等連絡会会員に資料等同じものを送付し、社内での啓発を行ってもらおう。同時に訪問記録票をアンケートとして送付し回答してもらおう。

3 期間

差別をなくす強調月間にあわせて設定し、事業所の都合で変更する場合も含めて 11 月中を目途に実施する。

4 啓発内容

(1) 訪問記録票に沿った聞き取りによる実態調査を行う。

※訪問不可の場合は事前送付した記録票を FAX などで担当部署へ提出いただく。

事業所から WEB 会議なら対応可能と返事をいただいた場合は WEB 会議で、またシステムのない部署においては電話聞き取りなどでできるだけ聞き取りをお願いします。

(2) 啓発用パンフレット・資料等は後でご覧いただく。パンフレット等従業員が自由に閲覧できるよう配慮を依頼する。

※訪問不可の場合も後日郵送するので内容を確認のうえ、従業員が自由に閲覧できるよう依頼する。

(3) 従業員 30 人以上で公正採用選考人権啓発推進員の未設置企業への設置を推進する。

(4) 伊賀市人権学習企業等連絡会への加入をお願いする。

5 訪問の方法

(1) 訪問可否の確認(事前送付文書が届いた頃合いを見計らってアポイントメントを取る)。

※この際、訪問を断られたら、資料を送るので一読いただき、社員が自由に閲覧できる場所に設置いただきたい旨と訪問記録票の提出をお願いしてください。

訪問可なら

(2) 伊賀公共職業安定所、三重県、伊賀市で2名1組の訪問チームを編成する。

※訪問時には、3者での取組みであることを伝える。

(3) 訪問の趣旨を伝える。

各事業所への訪問案内に記載した内容及び本要項「1 趣旨・目的」による

(進め方の例)

- ① 日頃の取組み等への謝意。
- ② 様々な取組みがなされているにもかかわらず今なお差別事件、事象が存在すること。また「コロナ差別」ともいえる新たな差別事象が生まれ、拡大していることからわかるように差別は新たに生まれるものでもあり、過去の出来事ではないこと。
- ③ 人権が確立された社会の実現には企業・事業所の力が必要不可欠であること。
- ④ CSR※の一環として人権に取り組まれている企業も増えてきている。

※CSRとは、Corporate Social Responsibility の略。一般的には「企業の社会的責任」と訳される。企業が事業活動において利益を優先させるだけでなく、法令遵守や従業員の労働面での人権保護、地球環境や地域社会に配慮した経営活動のこと。

また、法律により中小企業でもハラスメント対策をとる必要が出てきているほか、障がい者への合理的配慮を民間企業でも求められるようになってきていること。

- ⑤ 伊賀市内の企業・事業所の取組みについて実情を聴かせていただくことと、更なる取組みの推進をお願いするために3者で訪問していること。

(4) 訪問記録票によって現状の聴き取り調査を行い回収する。

企業・事業所へは事前に訪問記録票を郵送する。記録票がすでに記入済の場合であっても、記入内容の詳細を聴き取り、記録票の写しを回収する。

(5) 訪問時の注意事項について。

- ① 訪問企業・事業所への訪問記録票の郵送、ならびに、訪問可否の確認、訪問日の日程等の調整は、各担当班で行う。
- ② 訪問は、部内等で調整し、原則、職員2名以上(1名は主査以上)で行うこと。
- ③ 訪問時は、訪問調査員証を提示すること。
- ④ 訪問時間は例年40分程度だが、今年度は新型コロナウイルス感染症の関係もあり、できるだけ短く済むよう配慮すること。(資料の説明などはできるだけ割愛し30分以内で収まるよう配慮ください)
- ⑤ 聞き取りは別紙チェックリストに沿って行う。
なお、聞き取り内容の詳細は訪問結果報告書に記載すること。
- ⑥ 企業等の都合により訪問できなかった(コロナの関係で訪問を断られた等)際は、商工労働課へ連絡ください。